

設置後の運営については、観光案内拠点としての業務と施設の維持管理を町が担うこととし、特産品の販売部門については、現在、藤里町商工会が運営すべく運営協議会を発足し、具体的運営計画の策定を行っている最中で、3月末を目途に、今後入念に計画を煮詰めたうえで事業を実施していきたいと考えています。

これが採択された場合には、繰り越し事業としての補正予算をお願いすることとしています。

採択の一報はいただいていませんが、これが採択された場合には、繰り越し事業としての補正予算をお願いすることとしています。

今年度策定した「過疎地域自立促進計画」にも盛り込んでいたが、今般、国の経済対策事業により、可能との情報をいただいたことから、概算で5,500万円程の事業要望をしたところです。現在、

敷地面積やリース式のプレハブのため建物自体が狭いことなどからさらにこれを充実させるため検討を加えてきました。

拠点として町商工会の運営参加により、平成19年5月にオープンしていましたが、

◇「森のえき」整備要望状況

現在、新年度からの本格使用にあわせて準備を進めており、3月の定例議会において、具体的管理運営について審議をお願いすることになりますので、よろしくをお願いします。

これに併せて、町の単独事業として設置した炭焼き窯については、今月8日に窯の火入れを行い、最終点検を行ったところです。



◇「内水面施設」の処理状況

当施設については、当初予算に関連経費を計上、所定の手続きを行ってきましたが、今般、債務者等関係各位のご理解とご協力をいただき、今月7日付けで、組合所有資産を町に寄付する等、一連の登記関係書類を提出したところです。登記完了後の計画としては、施設の設置目的を果たすための事業実施の希望者を募集することとしています。

◇米田地区の整備状況

拠点整備のうち、相撲場及び体育館の改修工事については、既に完成済みとなっていますが、現在施行中である集会所の建設工事については、契約どおり今月20日までに完成することとなっており、26日の竣工記念式典の場で、皆様へのお披露目となる予定です。なお、残る外講工事についても、年度内に完成の見込みとなっています。

◇下水道事業の整備状況

特定環境保全公共下水道については、平成10年度に事業認可を受けまして、幹線管渠及び浄化センターを県の代工事とし、面整備工事を町で実施してきたところです。平成15年3月1日に一部共用開始して以来、順次共用エリアの拡大を行ってきましたが、今年度、粕毛地区の整備をもって事業完了となります。当初計画では、事業完了を平成27年度としていましたが、県代行や国の経済対策等により、予想以上の進捗となり、当初計画より5年短縮しての完了となっています。また、整備事業費についても、全体計画の52億3,600万円に対し、44億3,500万円と約8億円の節約を図ることができました。

合併処理浄化槽事業については、平成15年から市町村設置型事業として整備してきましたが、今年度末には、対象世帯276世帯のうち147世帯が設置する予定になっており、事業の進捗率は53.3%となっています。来年度以降については、補助要件の関係により市町村設置型から個人設置型事業として実施していく予定です。加入率については、町有林の主伐収入を財源とした各種助成制度により、公共下水道が82.7%、農業集落排水が94.0%、合併処理浄化槽では64.1%となっており、公共下水道においては、県内トップクラスの加入率となっています。先般、来年度供用開始予定の粕毛地区の説明会を実施したところ、70名もの地区住民が参加したことから、意識の高さが伺え、更なる水洗化率のアップを期待しています。

◇戸籍事務の電算化について

戸籍事務については、従来、タイプライターにより処理しており、証明書の交付についても、戸籍簿から探し出したうえで、複写により交付するという流れであったことから、届出による戸籍の編成や、相続関係等の歴代戸籍の検索には、相当の時間を要するという現状でしたが、平成6年に戸籍法が改正されて以来、住民サービスの向上と事務の簡素化を目的に、全国の多くの自治体において電算化が進められているのが現状です。

こういった中で、秋田県内において電算化されていないのが、25市町村中、本町を含む2町のみとなっていました。事務の合理化等、費用対効果の面からこれまで導入については保留し、その効果について調査してきたところです。これまでの検討の結果、事務の迅速化による窓口サービスの向上や、効率化と正確性の確保の観点からも必要と判断し、平成24年度当初の稼働を目指して、電算化を進めることとしました。国の指導等もありまして、今議会に関連予算を計上しています。

主な議案内容

- ◎新たに集会所として整備した米田会館を地区会館として位置づけ、平成22年12月24日からの使用開始とするため、藤里町地区会館条例の一部を改正
- ◎藤里中学校耐震補強工事の屋根及び体育館に関わる工事費を増額するため